

事業承継・引継ぎについて

令和5年5月22日

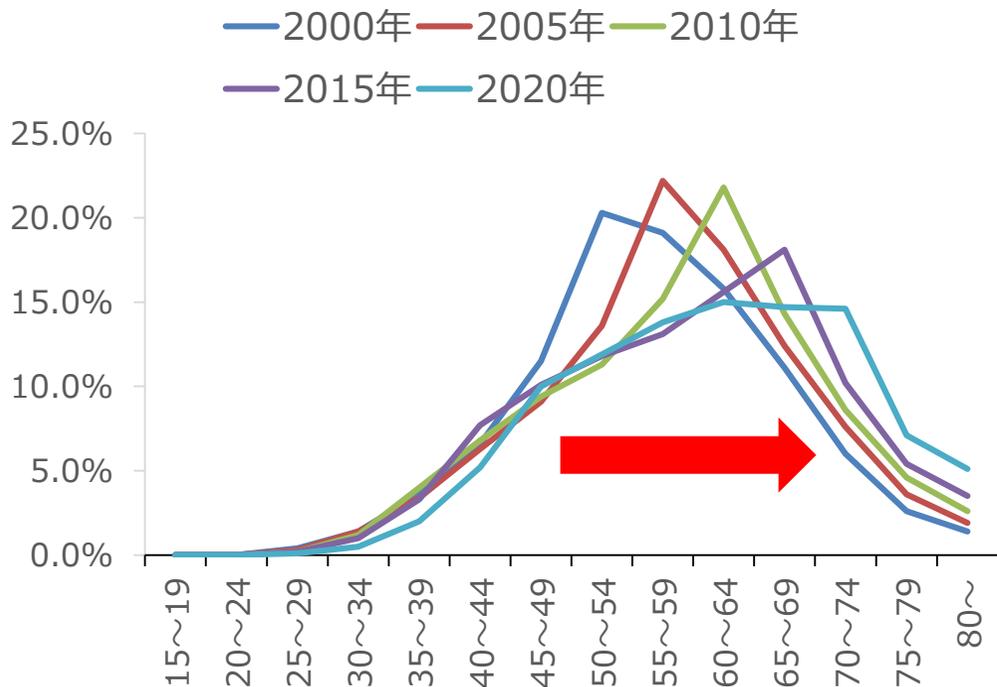
中国経済産業局 産業部 経営支援課

1. 現状認識・課題

経営者の高齢化と後継者不在率の高止まり

- 経営者年齢のピークは、2000年に「50歳～54歳」であったのに対して、2015年には「65歳～69歳」となっており、経営者年齢の高齢化が進展。
- また、高齢の経営者における後継者不在率も改善しているが、依然として高い水準。

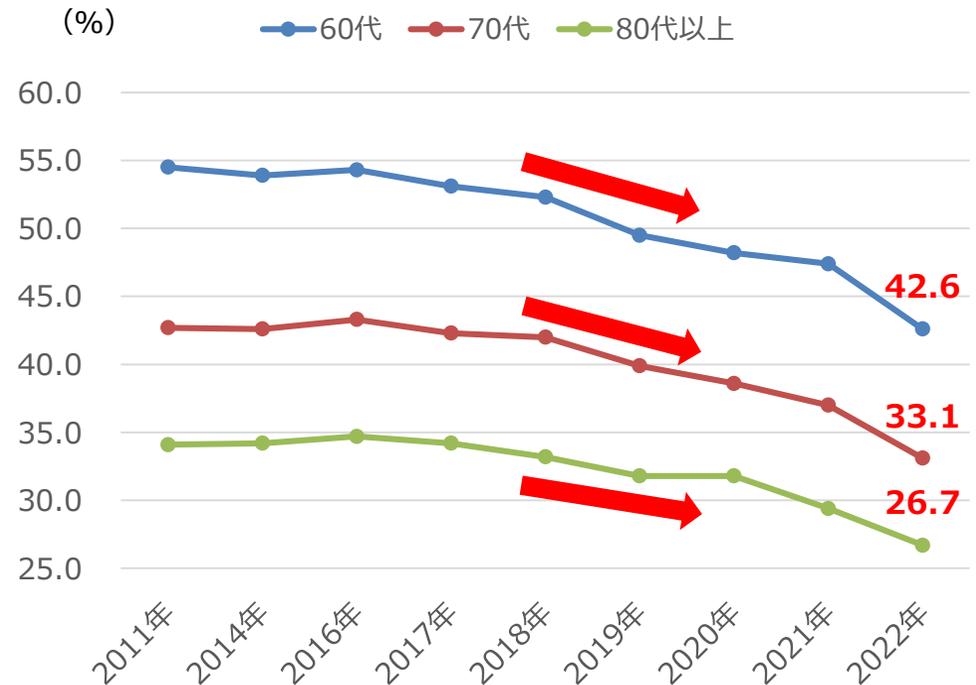
経営者年齢の変化



(注) 「2020年」については、2020年9月時点のデータを集計している。

【資料】 中小企業白書（2021）より（株）東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工

後継者不在率の推移（年代別）

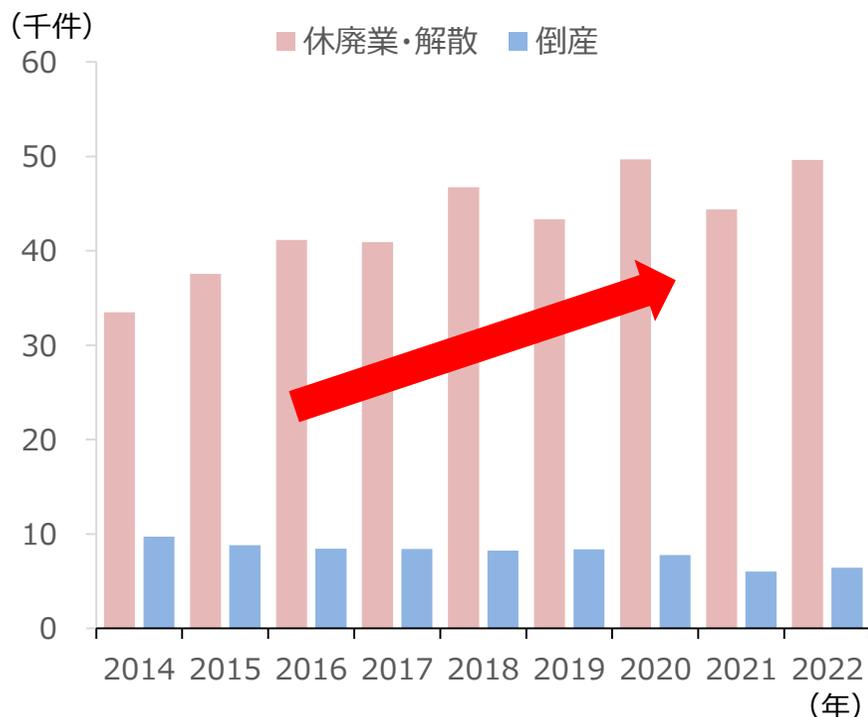


【資料】 帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」

廃業等の増加傾向

- 近年、我が国における休廃業・解散数は新型コロナウイルス感染症の影響もあって増加傾向。
- 黒字廃業の比率が約6割を占める状況が続いており、後継者不在の中小企業は、仮に黒字経営であっても廃業等を選択せざるを得ない状況。

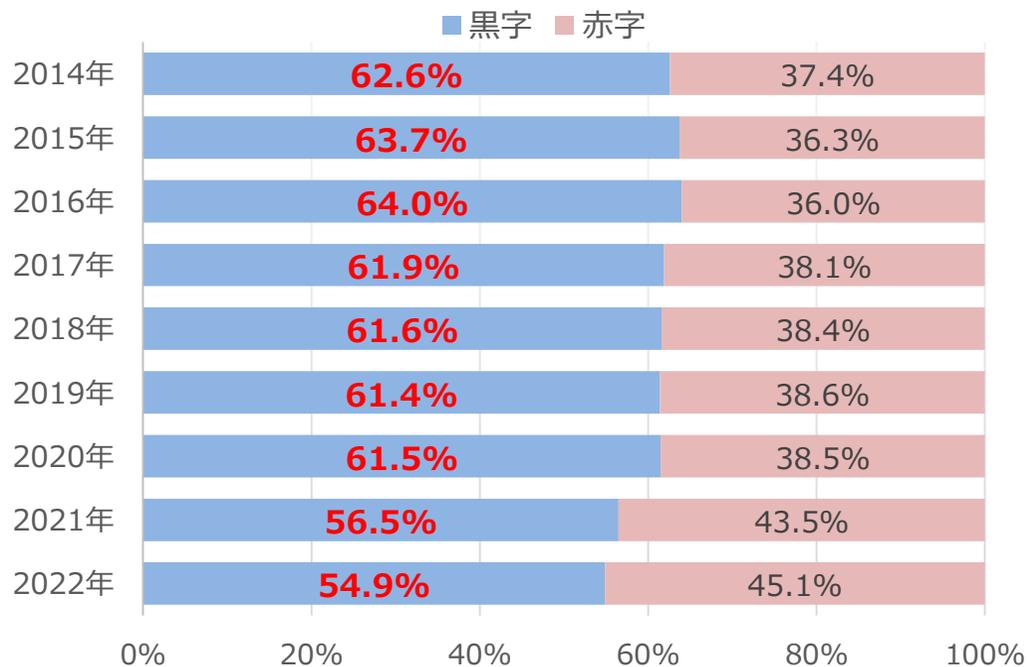
休廃業・解散、倒産件数の年次推移



(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業

【資料】(株)東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査（2023年1月）」

休廃業・解散事業者の損益別比率

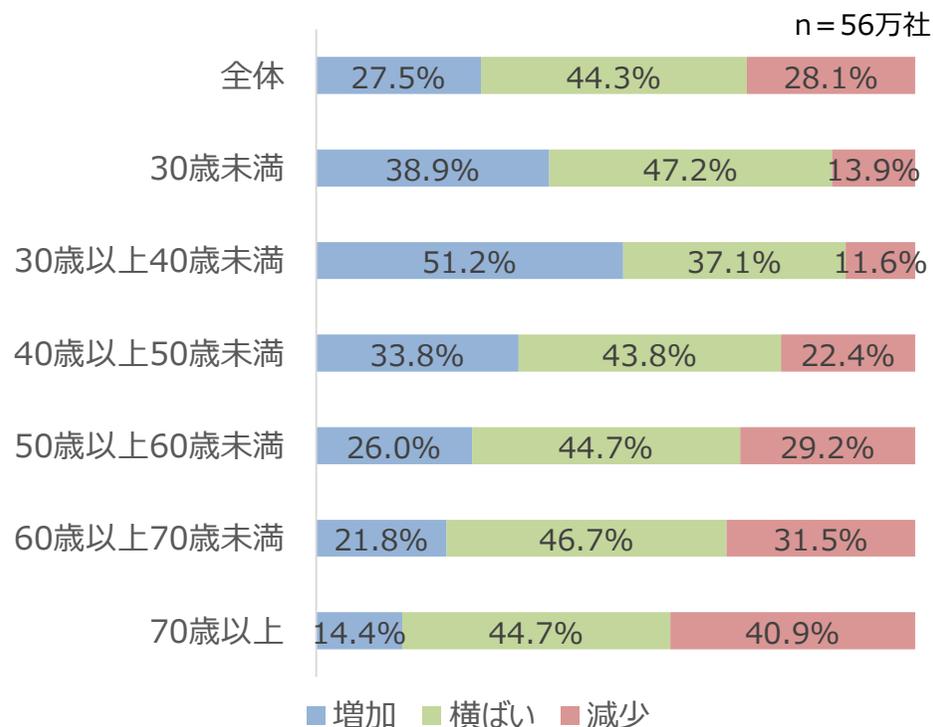


【資料】(株)東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査（2023年1月）」

事業承継に期待される効果

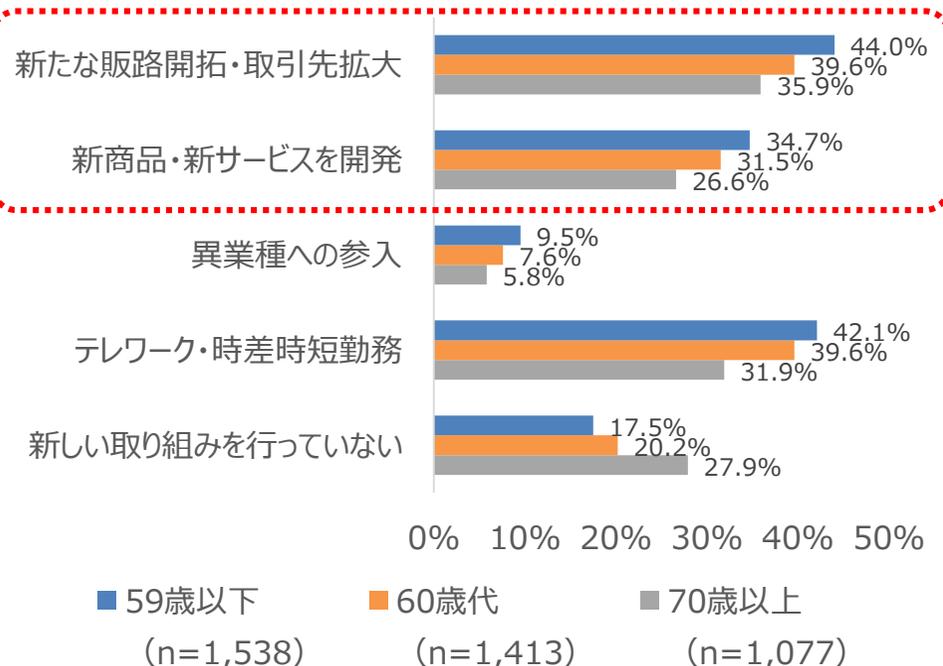
- 事業承継によって経営者が若返ることで、生産性向上等につながる可能性あり。例えば、**若い経営者層では売上高が増加する傾向**にあるとの調査もある。
- ポストコロナに向け、事業再構築などの新たな取組の重要性が高まっている。**経営者年齢が若いほど、新たな販路開拓や新商品サービスに取組む**との調査もある。

経営者年齢層毎の売上高の変化



【資料】平成28年度 中小企業庁委託調査

コロナ禍における新しい取組の状況 (経営者年齢別)

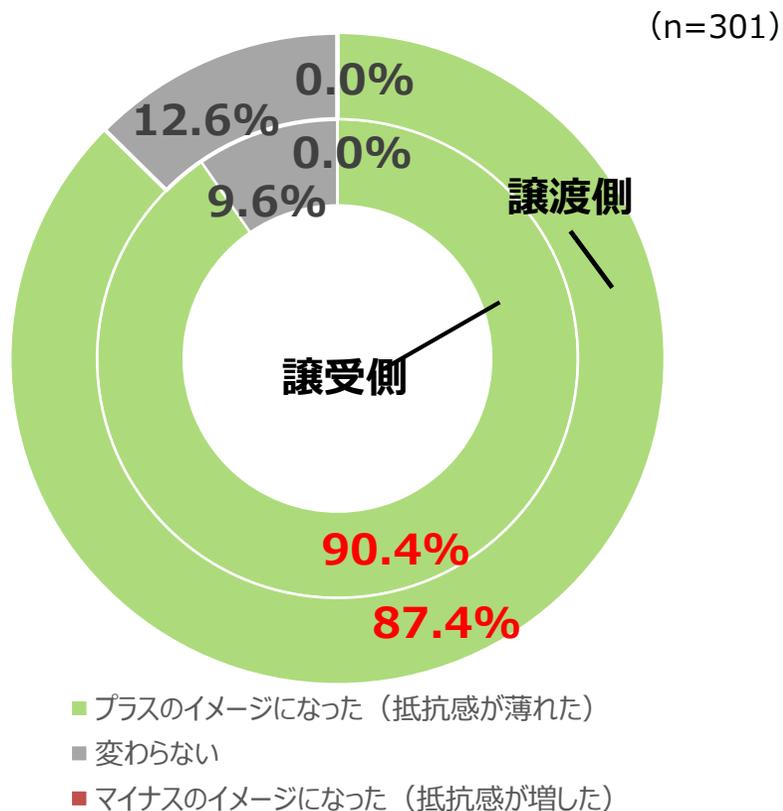


【資料】日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」

M&Aに対するイメージの変化と中小M&Aの増加

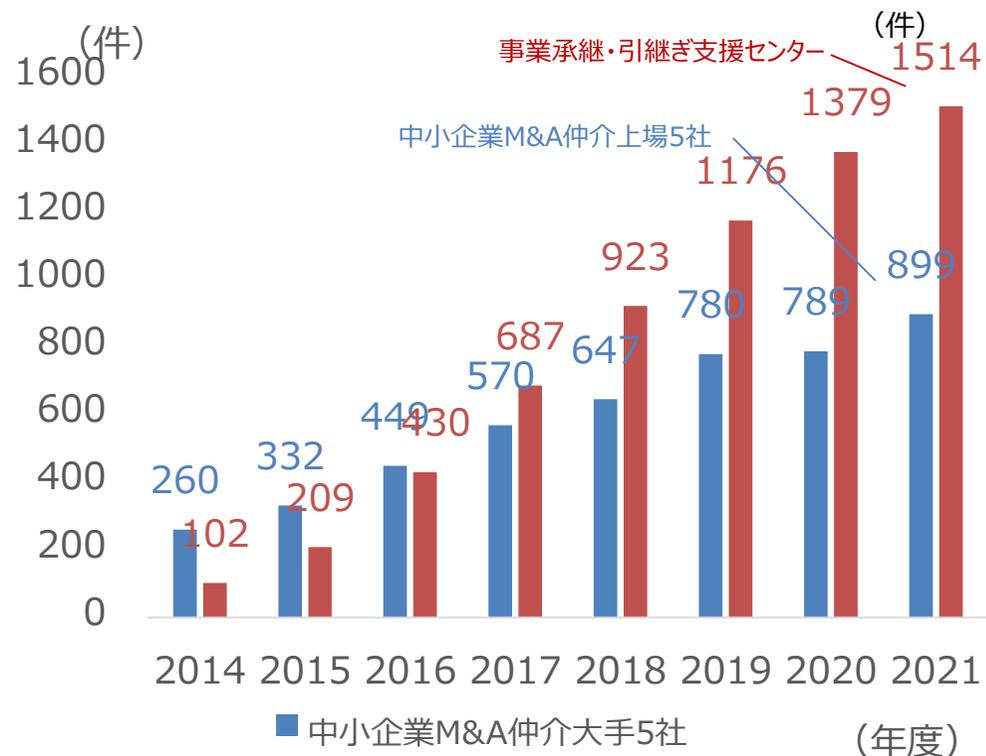
- 中小企業におけるM&Aのイメージについて10年前と比較すると約9割がプラスのイメージ。抵抗感が薄れつつある。
- 中小M&Aの実施件数は右肩上がり増加しており、足下では年間3~4千件程度実施されていると推計。

M&Aに対するイメージの変化（10年前との比較）



【資料】レコフデータ調べ

中小M&Aの実施状況

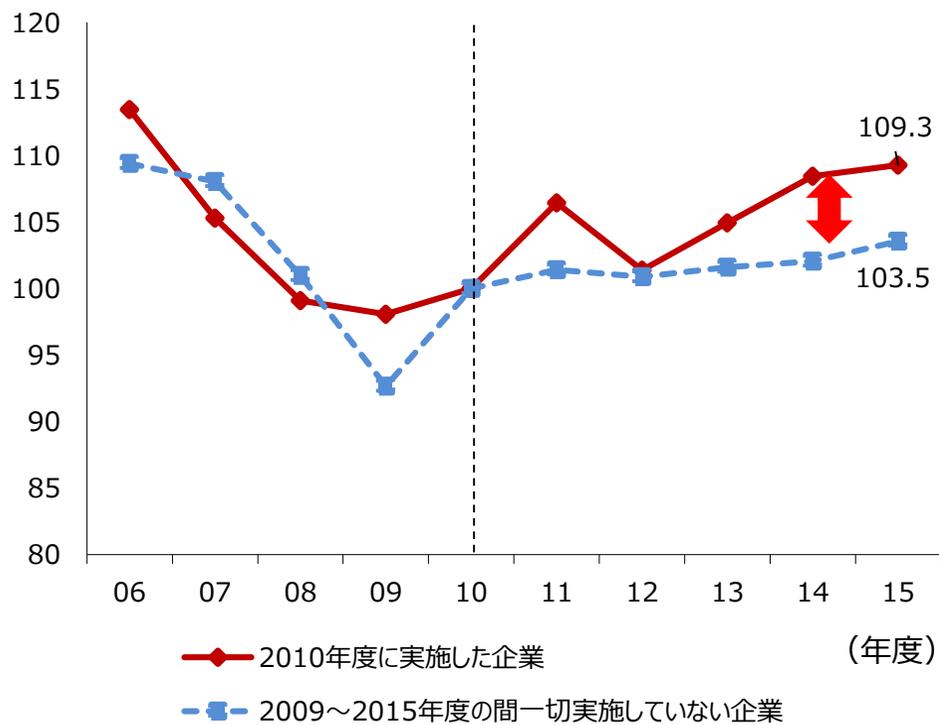


※「中小企業M&A仲介大手5社」とは、日本M&Aセンター、ストライク、M&Aキャピタルパートナーズ、オンデック、名南M&Aを指す。

中小企業におけるM&Aの意義 – 生産性向上等の実現

- M&Aは、設備投資や研究開発等と並び、中小企業の生産性向上の重要な手段の一つ。
- M&Aによって経営資源の集約化を行った中小企業は、そうでない企業に比べて生産性や売上高等の向上を実現している。

M&A実施企業と非実施企業の労働生産性

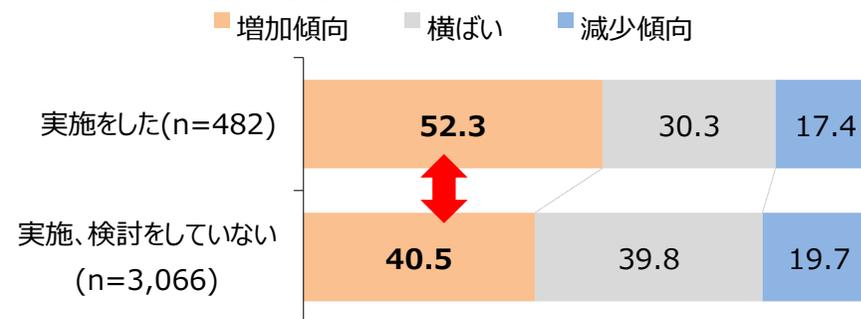


(注) 2010年度 = 100として指数化

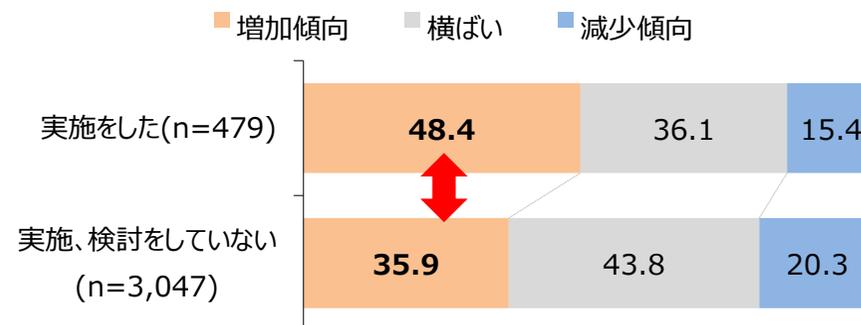
【資料】経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

M&A実施有無の業績

○直近3年間の売上高（実績）



○直近3年間の経常利益（実績）



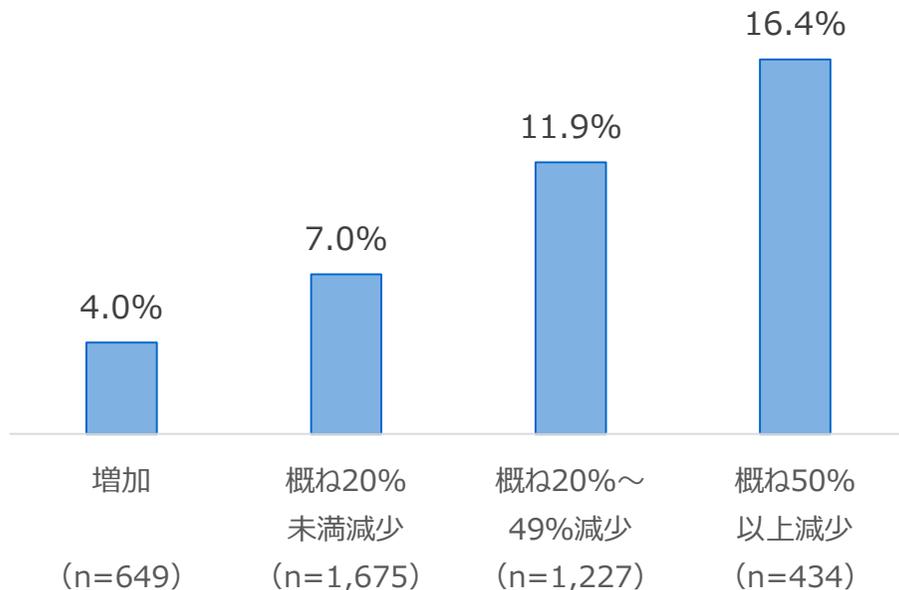
【資料】中小企業白書（2018年）

新型コロナウイルス感染症の事業承継への影響

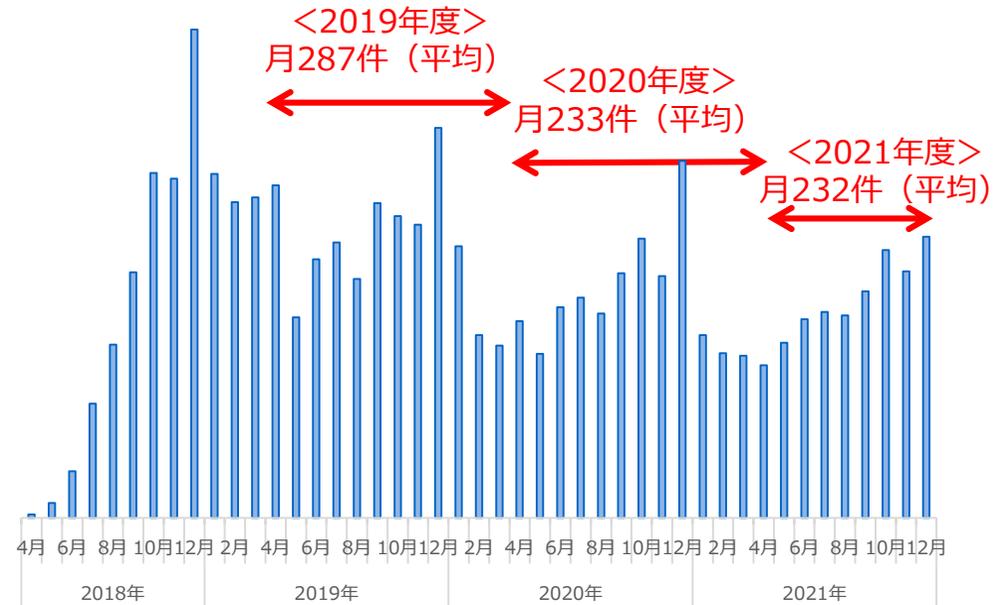
- 新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向にあり、事業承継税制の申請ペースも鈍化。

新型コロナの影響による売上増減率と事業承継時期の変更（後ろ倒し）

コロナの影響で売上が減少した事業者ほど事業承継を後ろ倒しにしている



事業承継税制の活用件数の推移



【資料】日本商工会議所「事業承継と事業再編・統合の実態に関するアンケート」
(2021年3月)

2. 事業承継・引継ぎの各支援策

事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワークにより、事業承継・引継ぎの課題を発掘、支援

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施。

○事業承継時の相続税・贈与税の実質負担ゼロ

事業承継税制（法人版、個人版）

事業承継時の相続税・贈与税を実質負担ゼロに

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）

M&A時の専門家活用を支援（仲介手数料、DD費用等）

○M&A後のリスクへの備え

経営資源集約化税制①（準備金）

M&A後のリスクに備えるため、据置5年の準備金を措置
M&A実施時に、投資額の70%以下の金額を損金算入

○M&A後の設備投資等

事業承継・引継ぎ補助金（設備投資、販路開拓等）

事業承継やM&A後の設備投資や販路開拓等を支援

経営資源集約化税制②（設備投資）

M&Aに係る投資額の10%を税額控除 又は 即時償却

（凡例）

 事業承継とM&Aの両方に適用

 事業承継のみに適用

 M&Aのみに適用

○円滑な事業承継やM&Aを進めるための指針

事業承継ガイドライン

中小企業における円滑な事業承継やM&Aのために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介

中小M&Aガイドライン

契約書のひな形、手数料の判断基準、M&A支援機関の行動指針等を提示

中小PMIガイドライン

譲受側がM&A後の統合作業（PMI）の取組を適切に進めるための「型」等を提示

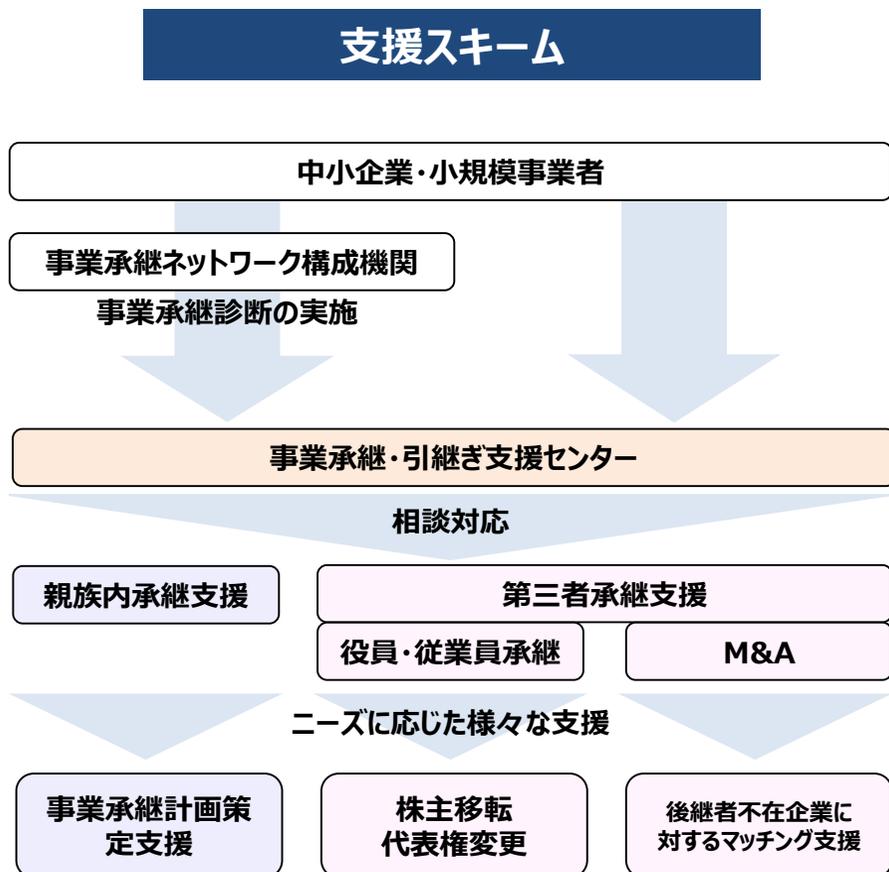
M&A支援機関の登録制度

「事業承継・引継ぎ補助金」による補助対象を、登録支援機関による支援に限定

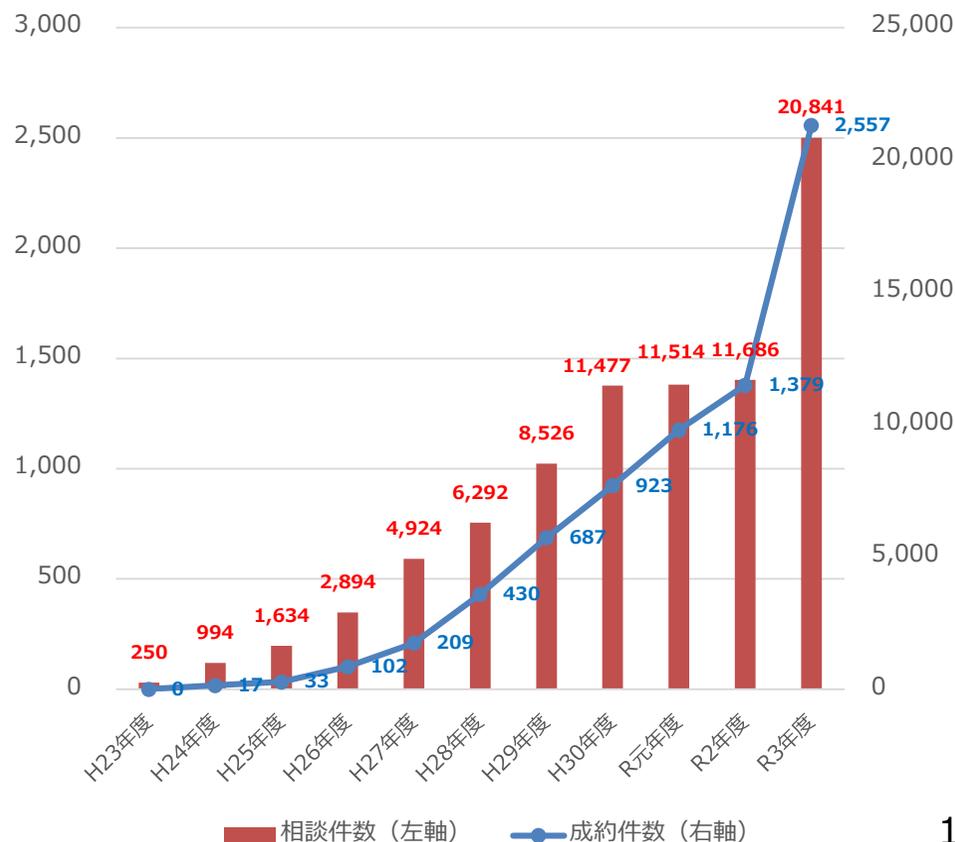
事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数とも増加傾向で、令和3年度には相談件数が20,841件、成約件数が2,557件に達した。

支援スキーム



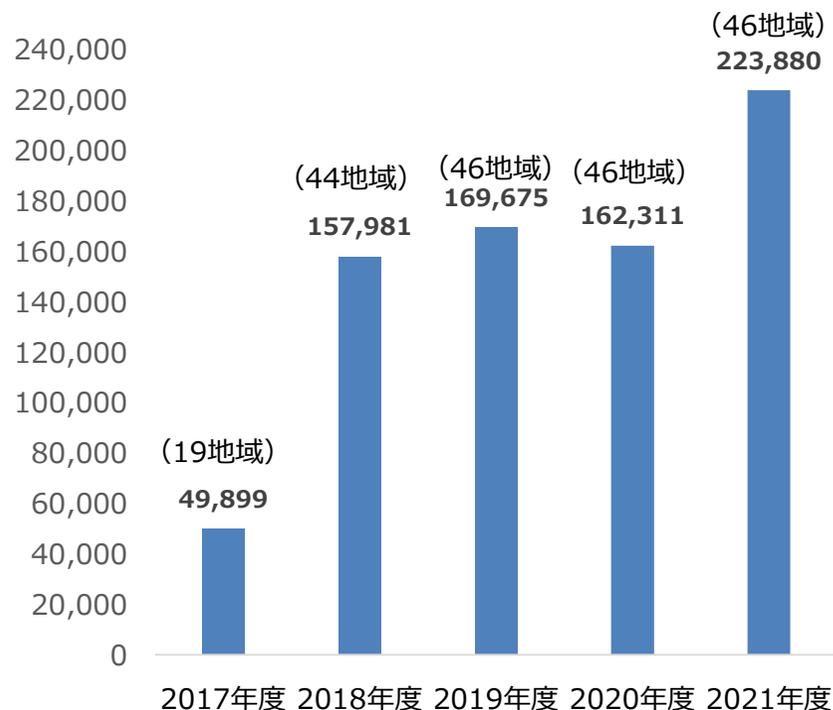
事業承継・引継ぎ支援センターの実績



事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

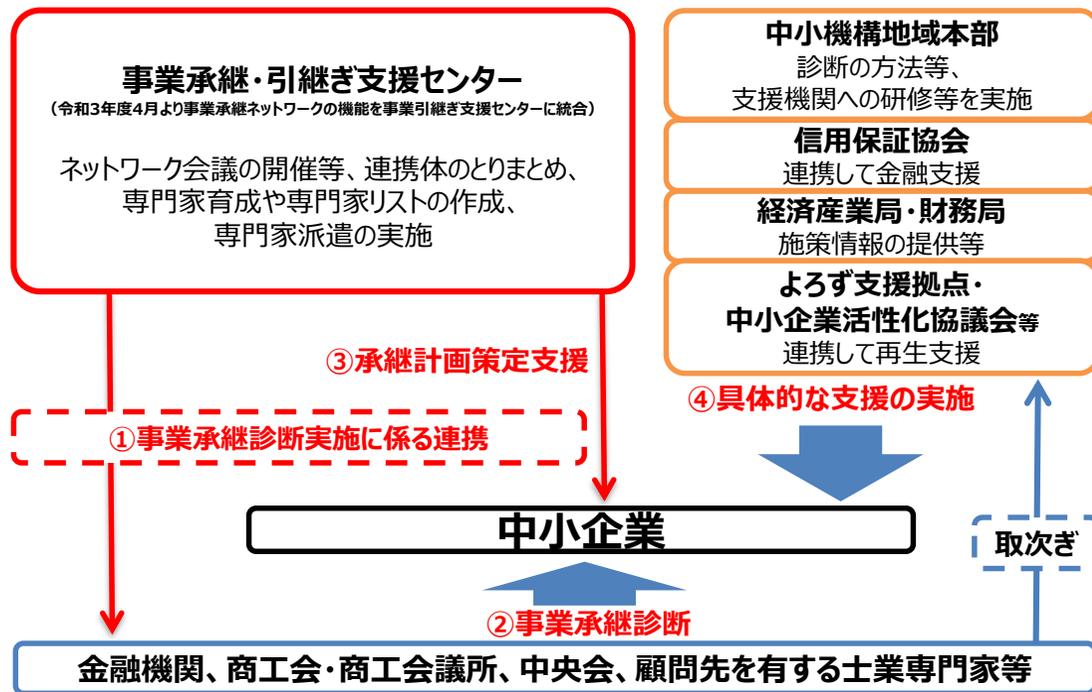
- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- プッシュ型の事業承継診断による経営者の事業承継に係る課題やニーズの掘り起こしは過去5年間累計で約76万件実施。

事業承継診断の実績



(注) 東京都は独自の支援体制を構築しているため含まず。

構成メンバーと支援スキーム



※この金融機関等が、事業承継診断を行った中小企業に対して、必要に応じて直接支援を行う。

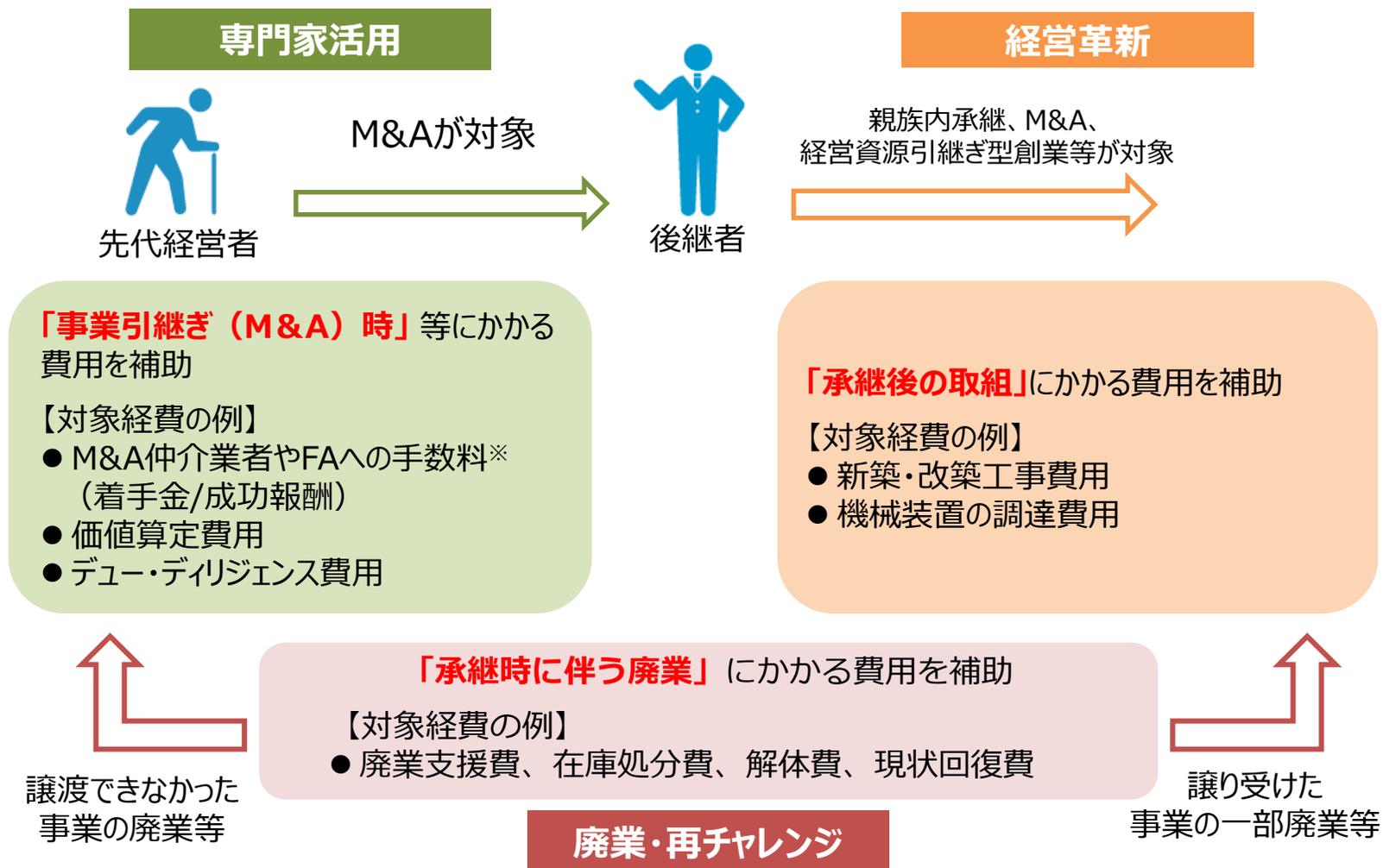
(参考) 事業承継・引継ぎ支援センターの連絡先一覧



	設置主体	電話番号		設置主体	電話番号
北海道	札幌商工会議所	011-222-3111	福井県	福井商工会議所	0776-33-8279
青森県	(公財) 21あおり産業総合支援センター	017-723-1040	滋賀県	大津商工会議所	077-511-1505
岩手県	盛岡商工会議所	019-601-5079	京都府	京都商工会議所	075-353-7120
宮城県	(公財) みやぎ産業振興機構	022-722-3884	大阪府	大阪商工会議所	06-6944-6257
秋田県	秋田商工会議所	018-883-3551	兵庫県	神戸商工会議所	078-303-2299
山形県	(公財) 山形県企業振興公社	023-647-0663	奈良県	奈良商工会議所	0742-93-8815
福島県	(公財) 福島県産業振興センター	024-954-4163	和歌山	和歌山商工会議所	073-499-5221
茨城県	水戸商工会議所	029-284-1601	鳥取県	(公財) 鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
栃木県	宇都宮商工会議所	028-612-4338	島根県	松江商工会議所	0852-33-7501
群馬県	(公財) 群馬県産業支援機構	027-265-5040	岡山県	(公財) 岡山県産業振興財団	086-286-9708
埼玉県	さいたま商工会議所	048-711-6326	広島県	広島商工会議所	082-555-9993
千葉県	千葉商工会議所	043-305-5272	山口県	(公財) やまぐち産業振興財団	083-902-6977
東京都	東京商工会議所	03-3283-7555	徳島県	徳島商工会議所	088-679-1400
東京都多摩地域	立川商工会議所(実施機関)	042-595-9510	香川県	高松商工会議所	087-802-3033
神奈川県	(公財) 神奈川産業振興センター	045-633-5061	高知県	高知商工会議所	088-802-6002
新潟県	(公財) にいがた産業創造機構	025-246-0080	愛媛県	(公財) えひめ産業振興財団	089-948-8511
山梨県	(公財) やまなし産業支援機構	055-243-1830	福岡県	福岡商工会議所	092-441-6922
長野県	(公財) 長野県中小企業振興センター	026-219-3825	佐賀県	佐賀商工会議所	0952-27-7071
静岡県	静岡商工会議所	054-275-1881	長崎県	長崎商工会議所	095-895-7080
愛知県	名古屋商工会議所	052-228-7117	熊本県	熊本商工会議所	096-311-5030
岐阜県	岐阜商工会議所	058-214-2940	大分県	大分県商工会連合会	097-585-5010
三重県	(公財) 三重県産業支援センター	059-253-3154	宮崎県	宮崎商工会議所	0985-72-5151
富山県	(公財) 富山県新世紀産業機構	076-444-5625	鹿児島	鹿児島商工会議所	099-225-9550
石川県	(公財) 石川県産業創出支援機構	076-256-1031	沖縄県	那覇商工会議所	098-941-1690

事業承継・引継ぎ補助金の概要

- ①事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、②M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー、デュー・ディリジェンス等）、③廃業・再チャレンジの取組を支援。



令和4年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金

- 令和3年度補正予算から、中小企業生産性革命推進事業に新たに位置付け。年間を通じて機動的かつ柔軟な支援が可能に。令和4年度補正予算においても、引き続き、中小企業生産性革命推進事業として事業承継・引継ぎ補助金を措置。

<要件・経費> (R4年度補正)

支援類型	要件	経費
経営革新	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費
専門家活用	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
廃業・再チャレンジ	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

<補助率・補助額> (R4年度補正)

支援類型	補助率	補助額
①事業承継・M&Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新	1/2・2/3	~600万円
	1/2	600~800万円
②M&A時の士業等専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	~600万円
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ	1/2・2/3	~150万円

(参考) 事業承継・引継ぎ補助金 (令和4年度補正予算) (経営革新事業)

- 事業承継・M&A後の経営革新 (設備投資・販路開拓等) に係る費用を補助。
- 令和4年度第2次補正予算において、後継者による取組を補助対象に追加し、また中小企業の積極的な賃上げを促進するため、そうした事業者の補助上限額を200万円引上げる。

経営革新事業の概要

対象者

- ◆ 創業支援型
他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合
- ◆ 経営者交代型
親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合(後継者が引き継ぎ予定の場合を含む)
- ◆ M&A型
M&A (株式譲渡、事業譲渡等) により経営資源を引き継いだ場合

補助率・補助上限額

補助率	1/2・2/3補助
補助上限	600~800万円*
要件	○中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当 ※上記に該当しない場合は補助率1/2 ○付加価値額 or 付加価値額/人、が+3% ○グリーン、DX、事業再構築に資する取組のいずれかに取組む者

* 一定の賃上げ(事業終了時に事業場内最低賃金が地域内最低賃金 + 30円(既に達成している事業者は、事業場内最低賃金 + 30円))を実施する場合、補助上限を600万円から800万円に引き上げ

(参考) 事業承継・引継ぎ補助金 (令和4年度補正予算) (専門家活用事業)

- M&A時の専門家活用に係る費用 (ファイナンシャルアドバイザー (FA) や仲介に係る費用※、デュー・デリジェンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等) を補助。
- FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象。

専門家活用事業の概要

対象者

- ◆ 買い手支援型
M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等
- ◆ 売り手支援型
M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等

補助率・補助上限額

補助率	1/2・2/3補助
補助上限	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円
要件	(売り手支援型のみ) ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合： 補助率2/3 (該当しない場合補助率1/2)

※買い手支援型のみ、賃上げ表明をした場合加点

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

登録M&A
支援機関
(一覧)



(参考) 事業承継・引継ぎ補助金 (令和4年度補正予算) (廃業・再チャレンジ事業)

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用 (原状回復費・在庫処分費等) を補助。
- これまでと異なり、一定の要件を満たす場合には、事業承継・M&Aを伴わない廃業も補助。

廃業・再チャレンジ事業の概要

対象者

◆ 事業承継又はM&Aの譲受側 (買い手)

経営革新事業 又は 専門家活用事業に併用する形で廃業費を支援

◆ M&Aの売り手

- ① M&Aにより一部事業譲渡を行う際に、廃業を伴う場合は専門家活用型に併用する形で支援
- ② M&Aの成約に向けた取組を行ったもののM&Aが成約せず廃業せざるを得ない場合であって、再チャレンジに取り組もうとする者の廃業費用を廃業支援型単独で支援

補助率・補助上限額

- 補助率： **~2/3補助**
- 補助上限： **150万円**

(参考) 事業承継・引継ぎ補助金の活用事例

横田建設株式会社 (建設業／福井県)

【承継した事業の課題】

- 戸建て住宅等の建設を手掛けておらず、公共事業の受注等に業績が大きく左右。
- また、売買価格の低廉さによって不動産部門の売上向上も期待が出来なかった。

事業承継を契機に新たな収益の柱として
宅地分譲事業の展開を図るため、
ショールームを設置



株式会社アイヤマ観光 (貸切運送旅行事業／茨城県)

【承継した事業の課題】

- 団体旅行客の減少や、運転手の確保が難化したことで事業環境が悪化。
- 一方で、市内の移動手段は乏しく、特に、飲食業から運転代行ニーズあり。

事業承継を契機に運転代行業を行うため、
随行車両管理のためのドライブレコーダーと
IP無線機や料金メーター等を導入



事業承継税制の内容と主な改正経緯

- 平成21年度に、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を前提に、事業承継時の税負担を猶予する「事業承継税制」を創設。
- 平成30年度改正では事業承継時の税負担を実質ゼロにする抜本拡充を実施し、さらに、平成31年度改正では新たに個人事業主を対象とした個人版事業承継税制も創設。

法人版
創設

法人版
抜本拡充

個人版
創設

	平成21年度	平成25年度改正	平成30年度改正	平成31年度改正
対象事業者	法人のみ			個人事業主も対象に
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%			贈与税 100% 相続税 100%
対象株式	総株式数の 最大2/3まで			※多様な事業用資産
雇用確保	承継後5年間 毎年8割の 雇用を維持	承継後5年間 平均で8割の 雇用を維持	未達成でも 猶予継続可能	—

3. 事業承継・引継ぎに関する環境整備

M&A支援機関登録制度の概要

- 令和3年4月、中小M&Aを推進するため今後5年間に実施すべき官民の取組を「中小M&A推進計画」として取りまとめ。2021年度中に、①M&A支援機関の登録制度の創設、②登録したM&A支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口の創設に取り組むこととされた。

登録制度の対象

フィナンシャル・アドバイザー(FA)業務又は仲介業務を行う者

※業種を問わない。例えば仲介業務を行っている金融機関も対象。
デュー・ディリジェンス(DD)のみを行う士業等専門家などは対象ではない。

登録事業者を求める対応

- ① 登録要件を充足している旨を自社HPで掲載
- ② 登録要件を充足している旨を顧客に書面等で事前説明
- ③ **当該年度の中小M&Aの支援実績を翌年度に報告**

主な登録要件

中小M&Aガイドラインの遵守を宣誓すること

中小M&Aガイドラインにおいて定める事項のうち、

- ①具体的な行動が規定されているもの(「必要」「すべき」等)
- ②利益相反、専任条項、テール条項に関するもの
⇒ ①②はガイドラインそのままの遵守
- ③訓示的な内容(「望まれる」「留意すべき」「必要に応じて」等)
⇒ ③はガイドラインの趣旨に則った遵守

中小企業者等からの情報提供受付窓口

登録M&A支援機関が取り組む中小M&A支援に関する不適切な事案等に関する情報を受付。

受け付けた情報については、情報提供者等が特定されないことに留意しながら、不適切事例として他の中小企業者への注意喚起などに用いる。

※事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、FA又は仲介に係る手数料は、登録FA・仲介業者に係るもののみを補助対象(令和3年度当初予算から)

事業承継・引継ぎに関するガイドラインの概要

- 中小企業のための事業承継・引継ぎに関しては、以下の3つのガイドラインが公表済み。
 - ・事業承継ガイドライン(平成18年策定、平成28年・令和4年改訂)
 - ・中小M&Aガイドライン(事業引継ぎガイドライン平成27年策定、令和2年全面改訂)
 - ・中小PMIガイドライン(令和4年策定)

要素		事業承継	中小M&A	中小PMI
主な対象者 (支援機関を含む)	譲渡側	○	○	※6
	譲受側	○	※3	○
主な対象類型	親族内承継	○		
	従業員承継	○※1	※4	
	M&A	○※2	○	○
主な対象時期	承継の実行以前	○	○	○
	承継の実行後	○	※5	○
構成(支援機関向けパートの独立)			○	

- ※1 中小PMIガイドライン(特に基礎編)も参考になるものとして紹介しています。
- ※2 中小M&Aガイドラインに準拠しています。
- ※3 デュー・ディリジェンス(DD)等、主に譲受側の目線での記載も一部含まれます。
- ※4 共通する部分は、中小M&Aガイドラインの考え方に準拠した対応を期待します。
- ※5 ポストM&Aに関する記載も一部含まれます。
- ※6 譲渡側経営者の取組例等も一部含まれます。

事業承継ガイドラインの概要

- 前回改訂時（平成28年度）以降に事業承継に関連して生じた変化や、新たに認識された課題と対応策等を反映（基本的な構成は維持）。改訂の主なポイントは以下のとおり。

➤ 掲載データや施策等（関連法令を含む。）を更新

事業承継に関連する状況の変化等を明らかにするため、掲載データを更新。また、この間に新設・拡充等された施策等を反映。

- 事業承継の進行は全国一律でなく、地域や業種等によって格差
- 法人版・個人版事業承継税制、所在不明株主に関する会社法の特例等の支援措置等についての詳細な説明を更新、追加
- 「事業承継に関する主な支援策（一覧）」を別途用意

➤ 「従業員承継」や「第三者承継（M&A）」に関する説明を充実

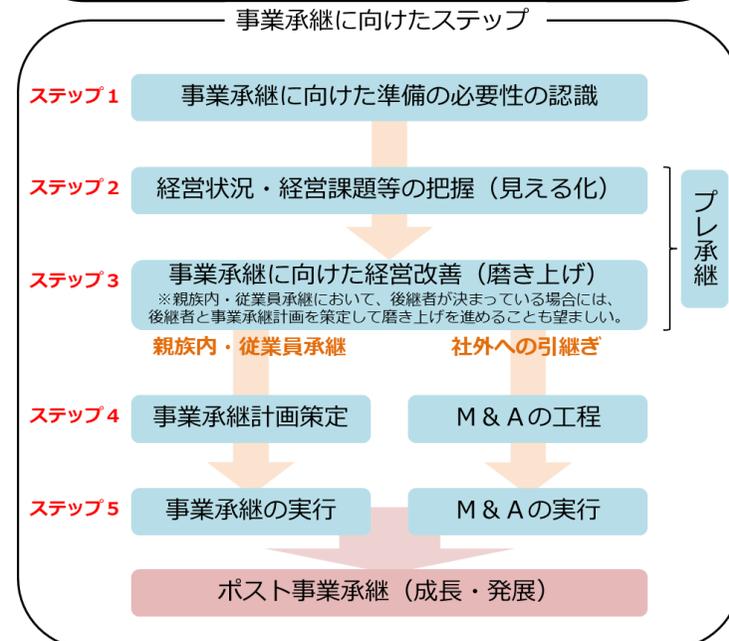
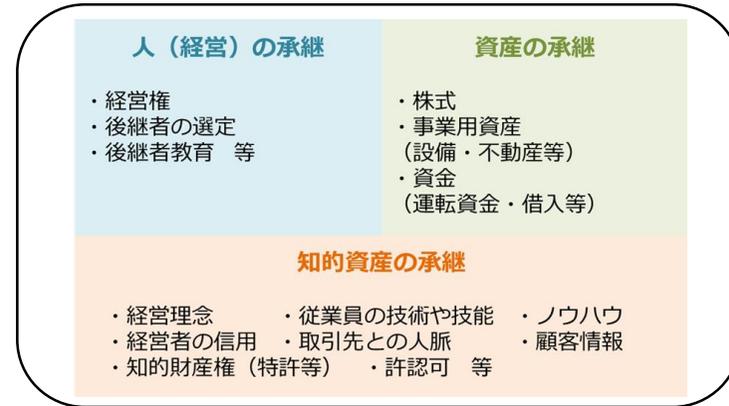
近年増加している従業員承継や第三者承継（M&A）の説明も充実

- 従業員承継について、事業者ヒアリング等を行い、後継者の選定・育成プロセス（後継者候補との対話、後継者教育、関係者の理解・協力等）等の内容を充実
- 第三者承継（M&A）について、「中小M&Aガイドライン」等の内容を反映し充実（グループ化の事例にも言及）

➤ 後継者目線に立った説明を充実

現経営者目線に立った説明だけでなく、事業を引き継ぐ後継者の目線に立った説明も充実（ベンチャー型事業承継も明記）

- 事業承継の実施時期は、後継者にとっては遅い傾向
- 事業承継によって企業の売上高や利益が成長する傾向
- 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）は、後継者候補との協力実施も有効



中小M&Aガイドラインの概要

- M&A業者の数は年々増加しているが、中小企業にとって、適切なM&A支援の判別が困難であり、M&Aを躊躇する原因の1つとなっている。
- 中小M&Aガイドラインにより、M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A業者等に対して適切なM&Aのための行動指針を提示。

中小企業がM&Aを躊躇する要因

① M&Aに関する知見がなく、進め方が分からない

② M&A業務の手数料等の目安が見極めにくい

③ M&A支援に対する不信感

中小M&Aガイドライン

第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き

- ◆ 合計18個の中小M&A事例を提示し、M&Aを中小企業にとってより身近なものに。
- ◆ 中小M&Aのプロセスごとに確認すべき事項や、適切な契約書のひな形を提示。

①

- ◆ 仲介手数料（着手金/月額報酬/中間金/成功報酬）の考え方や、具体的事例の提示により、手数料を客観的に判断する基準を示す。
- ◆ 支援内容に関するセカンド・オピニオンを推奨。

②

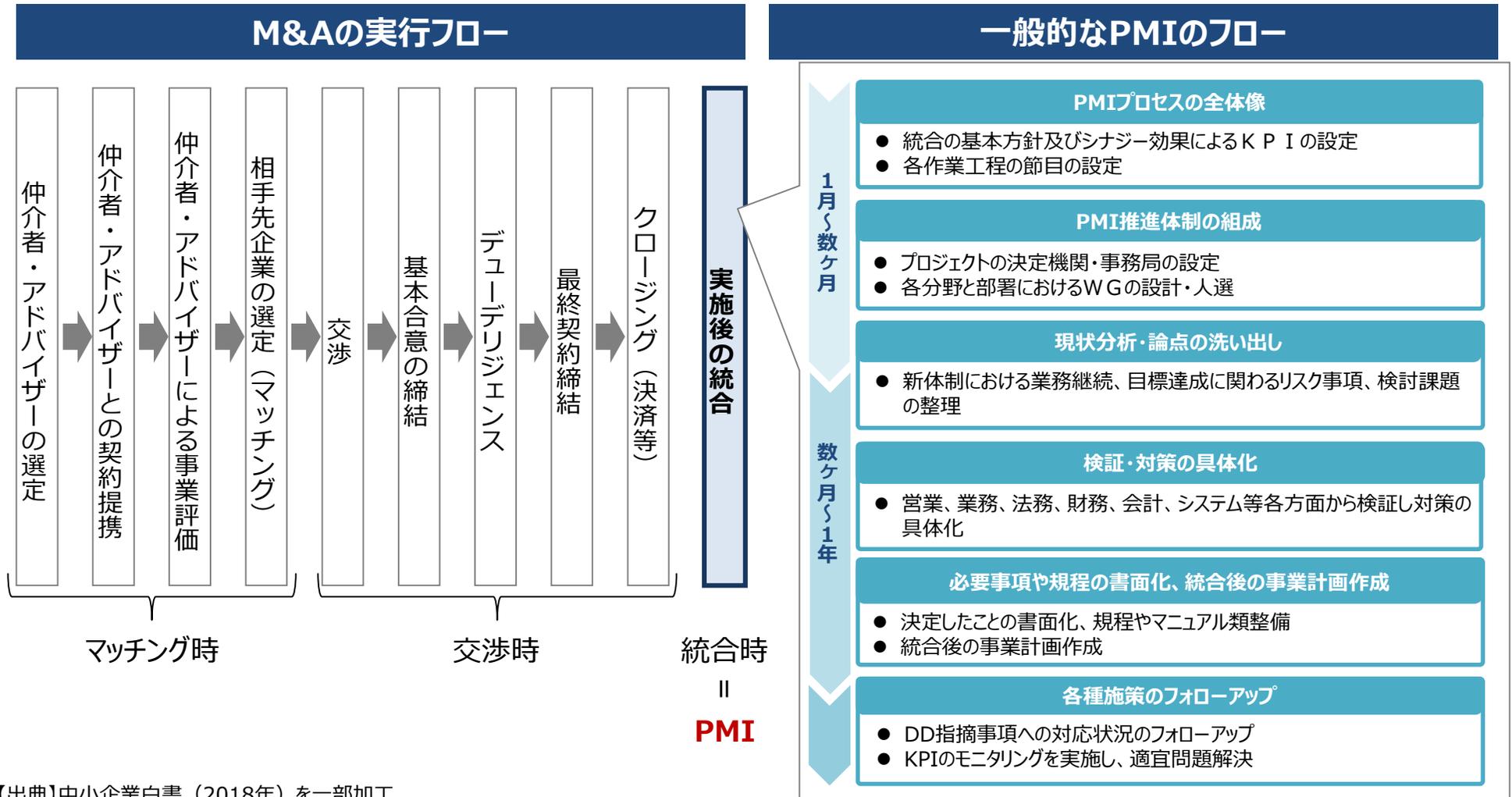
第2章 支援機関向けの基本事項

- ◆ 支援機関の基本姿勢として、事業者の利益の最大化と支援機関同士の連携の重要性を提示。
- ◆ M&A専門業者に対しては、適正な業務遂行のため、
①売り手と買い手双方の1者による仲介は「利益相反」となり得る旨明記し、不利益情報（両者から手数料を徴収している等）の開示の徹底等、そのリスクを最小化する措置を講じる
②他のM&A支援機関へのセカンドオピニオンを求めることを許容する契約とする
③契約期間終了後も手数料を取得する契約（テール条項）を限定的な運用とする といった行動指針を策定
- ◆ 金融機関、土業等専門家、商工団体、プラットフォームに対し、求められる具体的な支援内容や留意点を提示。

③

PMI (Post Merger Integration) とは

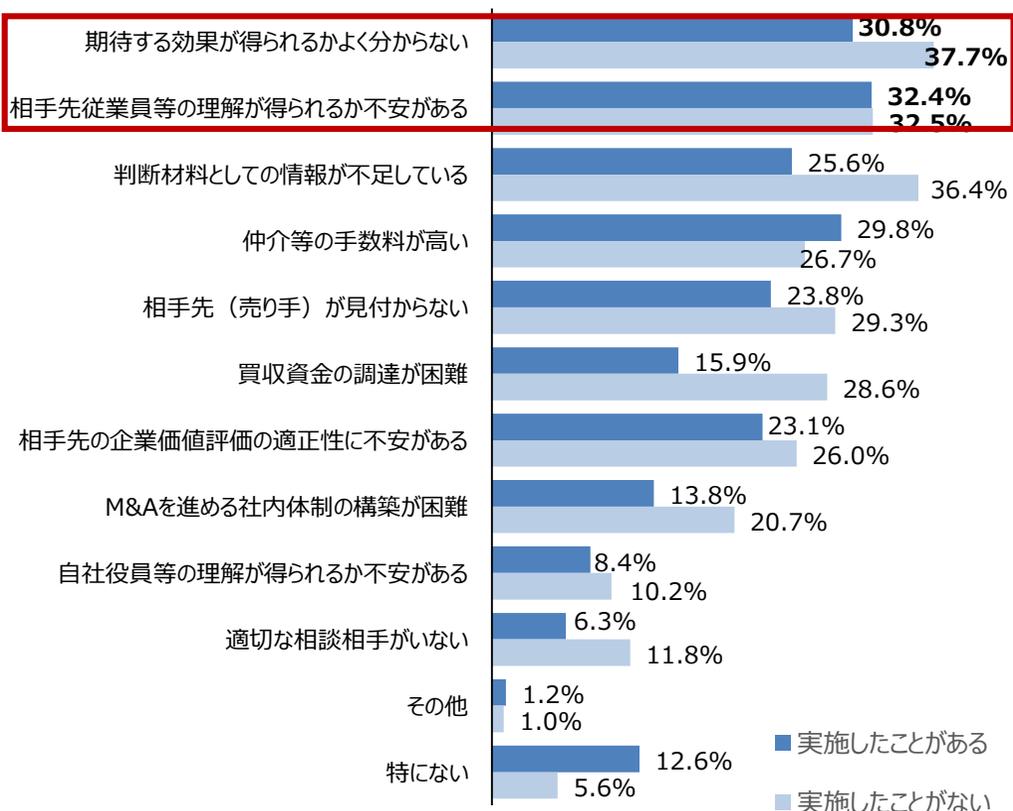
- 一般的に、「M&A」とはマッチングから交渉等を経てクロージングまでを指し、**M&A後に行われる組織や業務の統合作業（株式譲渡も対象）は「PMI (Post Merger Integration)」**と呼ばれる。



中小M&Aにおける心配・重視事項

- 譲受側は、期待するシナジー効果の発現、円滑に組織融合できるかどうかを心配する声が多い。一方、譲渡側は、M&A後の従業員の雇用、事業の将来性、取引先との関係維持を重視する声が多い。

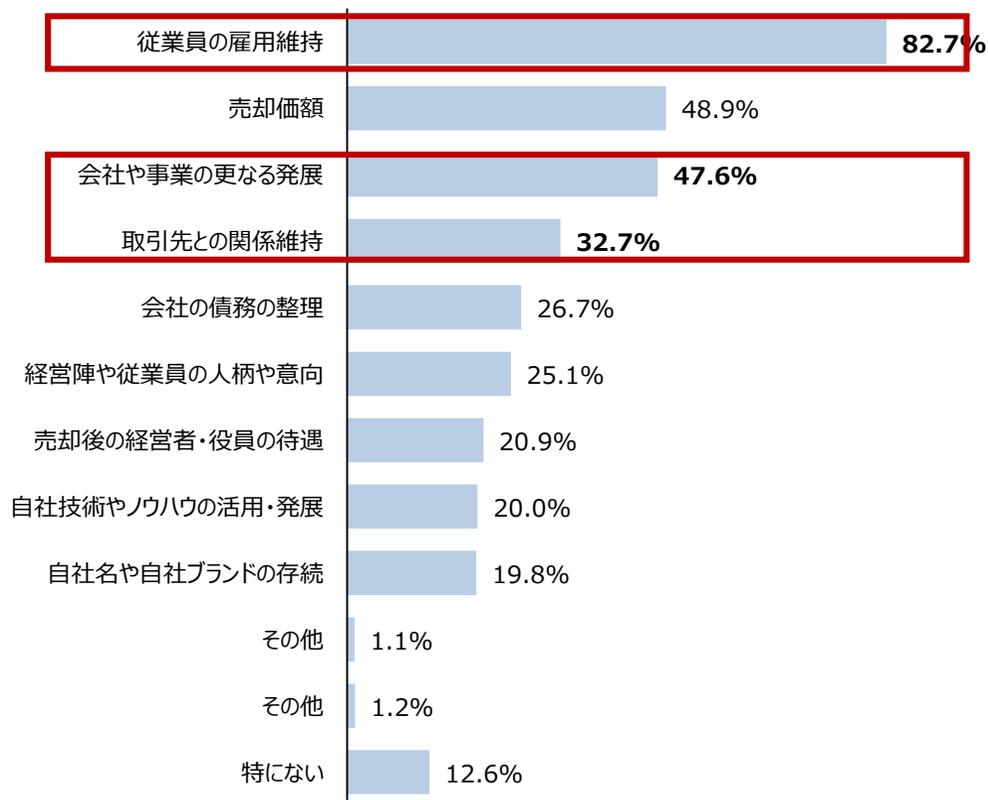
譲受側等の心配事項（M&A実施有無別）



資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」
 (注)複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

【出典】中小企業白書（2021年）

譲渡側の重視事項



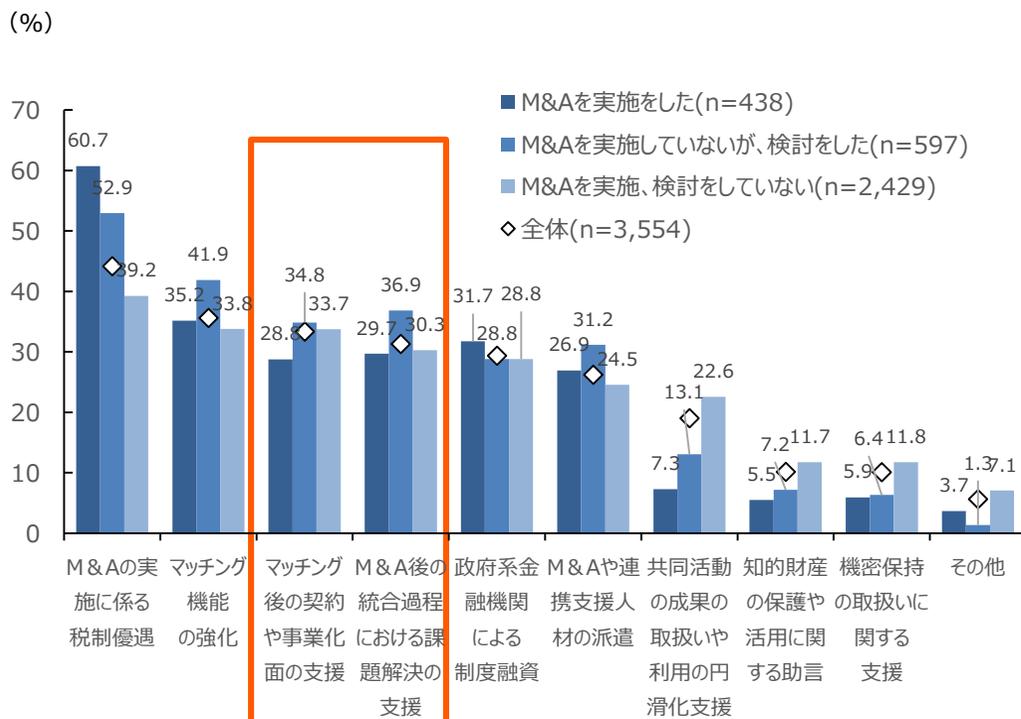
資料：（株）東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」
 (注)複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

【出典】中小企業白書（2021年）

中小M&AにおけるPMIへの期待と現状

- 中小企業はM&Aの経験が少ないため、マッチング後の事業化面やM&A後の統合過程（PMI）についての支援策に高い期待が寄せられている。
- しかしながら、M&A支援機関においてPMI支援サービスを提供している割合は比較的低い。

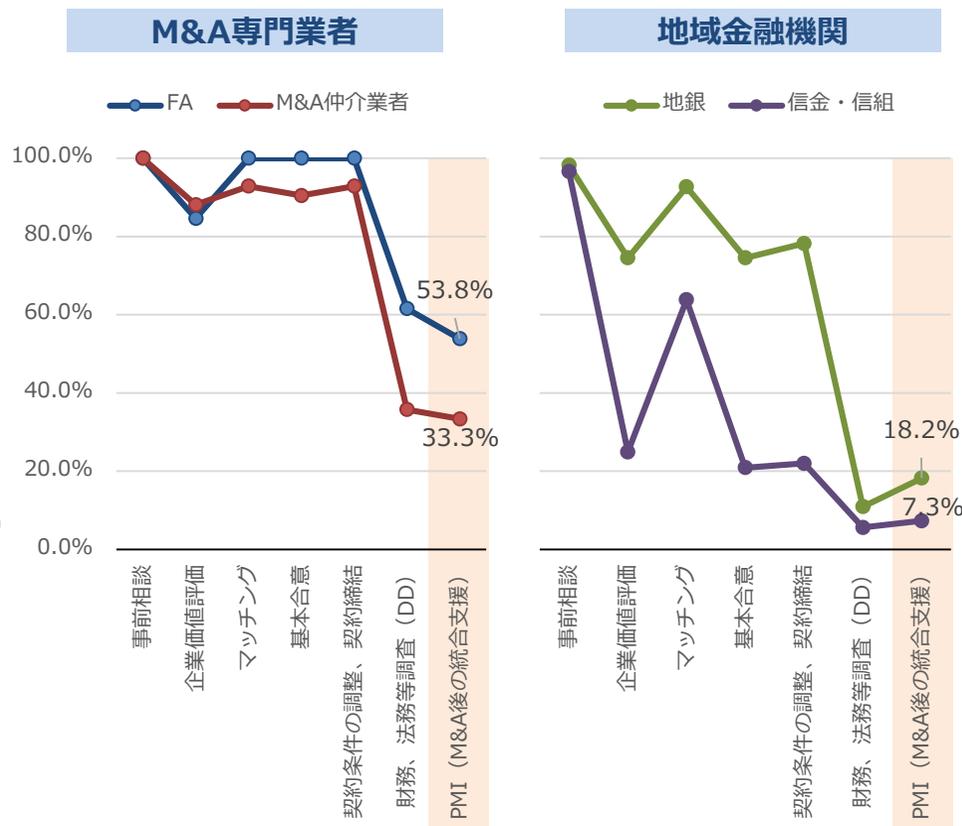
M&Aの推進に向けた支援策への期待



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携に関する調査」(2017年11月)
 (注) 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

【出典】中小企業白書（2018年）

支援機関ごとのM&A提供サービス



【出典】中小M&A推進計画

PMI支援メニューの策定

「中小PMI支援メニュー」の策定 → 中小M&Aにおいても、PMIをより一般化・浸透させたい

事業承継の手段として期待されるM&Aについて、マッチング等のM&Aの成立に向けた従来の支援に加え、M&Aによって引き継いだ事業の継続・成長に向けた統合やすり合わせ等の取組（PMI：Post Merger Integration）への支援に取り組めます。

（主なポイント）

① 中小PMIの「型」の提示、普及啓蒙

1. 中小企業における PMI の「型」として中小PMIガイドラインの策定【措置済み】

→ 買い手経験者に50件程度ヒアリングし、エッセンスを集約

2. PMIに関する、中小企業や支援機関向けのセミナーや事業承継・引継ぎ支援センターにおける譲受側向け研修等の実施【実施中】

→ 中小PMIガイドラインをわかりやすく解説した「中小PMI研修動画」を作成し、事業承継・引継ぎ支援センターに提供予定。

② PMIの実践機会の提供

1. 事業承継・引継ぎ補助金等による支援【実施中】

③ PMI支援を行う専門家等の育成等

1. 士業等専門家との連携【実施中】

→ 第一弾として、中小企業診断士協会と連携し、定期的な会合を設けて今後の取組の連携について検討。

2. 中小企業診断士に対するガイドライン（[参照URL](#)）の理解促進の枠組みの導入【実施中】

「「中小PMI支援メニュー」を策定しました」（2022年3月17日付）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220317005/20220317005.html>



「アトツギ甲子園」概要

- 中小企業の後継者を対象に、家業を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチイベント。
- 令和4年度は総勢192名（昨年138名）のエントリー者のうち、書類審査の上、地方予選大会（今年新設）を3ブロックで実施（西、中、東日本）。各ブロック上位5名の計15名がファイナリストとして決勝大会に進出。
- ファイナリスト等はメディアへの露出も多く、現経営者をはじめとする社内外における新規事業への理解向上にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場をきっかけに現経営者等と話し合いが進むきっかけに。



令和4年度エントリー者状況

- 東日本ブロック
関東、東北、北海道（18都道府県：57人）
- 中日本ブロック
近畿、中部（12府県：69人）
- 西日本ブロック
沖縄、九州、四国、中国（17県：66人）

最優秀賞者や優秀者への特典

- ✓ 公式サイトの特設ページでの紹介の他、複数のメディアにも掲載。最優秀賞には中小企業庁長官賞授与
- ✓ ピッチイベントで発表した新規事業アイデアの事業化に向け販路開拓等に取り組む際、
 - **小規模事業者持続化補助金の後継者支援枠**
（上限200万円補助・補助率2 / 3）の申し込みが可能
（インボイス転換事業者の場合、補助上限50万円引上げ）
（対象は、ファイナリストおよび準ファイナリスト（※1））
 - **ものづくり補助金における優遇措置**

※1：準ファイナリストとは、地方予選大会出場者のうち、ファイナリスト以外であって、特に優秀と認められ、経済産業省HPにて公表された者。